

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第21条
処分の概要	他の工作物管理者への工事施行命令
法令の定め	第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第22条第1項
処分の概要	工事原因者の工事施行命令
法令の定め	第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。
処分基準	道路損傷行為に関する事務処理については、「道路損傷行為に関する事務処理要領の全部改正について」(平成22年4月1日付け道路第2004号建設部長通知)が定められており、これに基づいて処理している。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第39条
処分の概要	道路占用料の徴収
法令の定め	<p>第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>
処分基準	<p>道路法第39条第2項の規定に基づき、占用料の額及び徴収方法は「北海道道路占用料徴収条例」(昭和45年北海道条例第28号)に定められている。</p> <p>なお、当該条例は「北海道道路占用料徴収条例の運用について」(平成21年6月1日付け道路第383号建設部長通達)により運用している。</p>
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第40条第2項
処分の概要	原状回復に代わる措置の指示
法令の定め	<p>第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号： )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第43条の2
処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令
法令の定め	第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第44条第4項
処分の概要	沿道区域における工作物の管理者に対する危険防止措置命令
法令の定め	<p>第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。</p> <p>2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで沿道区域の指定事例及び処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第47条の4第1項
処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令
法令の定め	<p>第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	「車両の通行の制限について」(昭和53年12月1日建設省道交発第96号道路局長通達)別添2～特殊車両通行に関する指導取締要領
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第47条の4第2項
処分の概要	道路に関する必要な措置命令
法令の定め	<p>第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第48条第2項
処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令
法令の定め	<p>第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで道路保全立体区域を設定した事例及び処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第48条第4項
処分の概要	道路保全立体区域内における行為の中止、物件の除去等の命令
法令の定め	<p>第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで道路保全立体区域を設定した事例及び処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第48条の12
処分の概要	自動車専用道路の通行の制限に違反している者への違反行為の中止その他の措置命令
法令の定め	第四十八条の十二 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第48条の16
処分の概要	自転車専用道路等の通行の制限に違反している者への通行の中止その他の措置命令
法令の定め	第四十八条の十六 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号： )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第58条第1項
処分の概要	原因者への工事費用負担命令
法令の定め	第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
処分基準	道路損傷行為に関する事務処理については、「道路損傷行為に関する事務処理要領の全部改正について」(平成22年4月1日付け道路第2004号建設部長通知)が定められており、これに基づいて処理している。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第59条第3項
処分の概要	原因者への工事費用負担命令
法令の定め	<p>第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第60条
処分の概要	工作物の管理者への費用負担命令
法令の定め	第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第61条第1項
処分の概要	受益者への工事費用負担命令
法令の定め	第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第71条第1項
処分の概要	許可等の取消、工作物の除去等
法令の定め	<p>第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者</p> <p>三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第71条第2項
処分の概要	許可等の取消、工作物の除去等
法令の定め	<p>第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者</p> <p>三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第73条第1項
処分の概要	負担金等の督促
法令の定め	<p>第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>《関連条項》</p> <p>①北海道道路占用料徴収条例 第4条 法第73条第1項の規定による督促及び同条第2項の規定により道が徴収する延滞金の徴収については、北海道税外諸収入金の徴収に関する条例(昭和30年北海道条例第15号)第2条及び第4条に定めるところによる。</p> <p>②北海道税外諸収入金の徴収に関する条例 第2条 納付義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、知事は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならない。 2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とする</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第39条第1項の準用)
処分の概要	道路予定区域の占用に係る道路占用料の徴収
法令の定め	<p>第九十一条</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p>
処分基準	<p>道路法第39条第2項の規定に基づき、占用料の額及び徴収方法は「北海道道路占用料徴収条例」(昭和45年北海道条例第28号)に定められている。</p> <p>なお、当該条例は「北海道道路占用料徴収条例の運用について」(平成21年6月1日付け道路第383号建設部長通達)により運用している。</p>
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第40条第2項の準用)
処分の概要	道路予定区域の占用の廃止に係る原状回復に代わる措置の指示
法令の定め	<p>第九十一条</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第四十条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第44条第4項の準用)
処分の概要	道路予定区域に係る沿道区域内の工作物の管理者の危険防止措置命令
法令の定め	<p>第九十一条</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。</p> <p>2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで沿道区域の指定事例及び処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第48条第2項の準用)
処分の概要	道路予定区域に係る道路保全立体区域内での措置命令
法令の定め	<p>第九十一条</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで道路保全立体区域を設定した事例及び処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1 日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第48条第4項の準用)
処分の概要	道路予定区域に係る道路保全立体区域内での行為の中止、物件の除却等の命令
法令の定め	<p>第九十一条</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
処分基準	これまで道路保全立体区域を設定した事例及び処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第71条第1項の準用)
処分の概要	道路予定区域における許可等の取消、工作物の除却等
法令の定め	<p>第九十一条</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反している者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者</p> <p>三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第2項(第71条第2項の準用)
処分の概要	道路予定区域における許可等の取消、工作物除却命令等
法令の定め	<p>第九十一条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反している者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者</p> <p>三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課又は各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年四月一日法律第八十一号)
根拠条項	第19条
処分の概要	公益物件の除却、工事中止命令等
法令の定め	<p>第十九条 道路管理者は、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件を敷設する場合において、その公益物件の構造又は敷設の方法が前条第二項に規定する政令で定める基準に適合しないときは、当該敷設に関する工事中止又は当該公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>《政令》 共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(昭和三十八年十月四日政令第三百四十三号)</p> <p>第一条 共同溝に敷設する公益物件の構造は、落下、荷重、火災、漏電、漏水、ガス漏れ等により当該共同溝及び当該共同溝に敷設される他の公益物件の構造又は管理に支障を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 共同溝に公益物件を敷設する場合における敷設の方法は、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 共同溝に敷設されている他の公益物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 共同溝のマンホールのふたをあけておくときは、当該箇所にはさくを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 材料、器具等を共同溝に搬入する時期は、道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年四月一日法律第八十一号)
根拠条項	第20条第1項
処分の概要	共同溝の建設費の負担
法令の定め	<p>第二十条 共同溝の占用予定者は、共同溝の建設に要する費用のうち、共同溝の建設によって受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。</p> <p>《政令》 共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(昭和三十八年十月四日政令第三百四十三号)</p> <p>第二条 共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)第二十条第一項の規定に基づく負担金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>一 共同溝の占用予定者が当該共同溝に敷設しようとする公益物件を当該共同溝が建設される道路の車道の地下に設置するものとした場合において必要となる当該公益物件(当該共同溝が建設される道路の地下に既に設置されているものを除く。)の埋設又は当該公益物件の改築若しくは修繕のために行なう道路の掘さく及び埋戻しに要する費用、道路の占用料その他当該公益物件の設置に関し必要な費用のうち当該公益物件を当該共同溝に敷設することによって節減される費用の額(当該公益物件を当該共同溝に敷設することによって新たに必要となる費用(法第二十一条の規定に基づく負担金を除く。))があるときは、当該費用の額を控除した額。以下「節減額」という。)について附録の式によって算出した額(以下「推定投資額」という。)</p> <p>二 共同溝の建設に要する費用のうち照明設備その他の附帯設備の建設に要する費用の額に、道路管理者が当該占用予定者の意見をきき、かつ、当該占用予定者の当該附帯設備の利用度を勘案して定める割合を乗じて得た額</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年四月一日法律第八十一号)
根拠条項	第21条
処分の概要	共同溝の管理費用の負担
法令の定め	<p>第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。</p> <p>《政令》</p> <p>共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(昭和三十八年十月四日政令第三百四十三号)</p> <p>第五条 法第二十一条 に規定する政令で定める費用の範囲は、共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。</p> <p>第六条 法第二十一条 の規定に基づく負担金の額は、当該共同溝(附帯設備を除く。)の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用の額に当該共同溝(附帯設備を除く。)の建設に要した費用の額に対する当該共同溝を占用する者に係る推定投資額の割合を乗じて得た額及び当該共同溝の附帯設備の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用の額に当該共同溝を占用する者に係る第二条第二号の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 道路管理者は、前項の規定によることができない場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合には、共同溝を占用する者の意見をきき、別に法第二十一条 の規定に基づく負担金の額を定めることができる。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年四月一日法律第八十一号)
根拠条項	第25条
処分の概要	負担金の督促
法令の定め	<p>第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第二十条第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金の徴収について準用する。</p> <p>《関連条項》</p> <p>①道路法(昭和27年法律第180号)</p> <p>第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>②北海道税外諸収入金の徴収に関する条例(昭和30年北海道条例第15号)</p> <p>第2条 納付義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、知事は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とする</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	電線共同溝の占用予定者の建設負担金の負担
法令の定め	<p>第七条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。</p> <p>《政令》 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年六月二日政令第二百五十六号)</p> <p>第二条 法第七条第一項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく負担金(以下「建設負担金」という。)の額は、付録第一の式により算出した電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額(当該算出した金額の合計額が電線共同溝の建設又は増設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額に当該合計額に対する当該算出した金額の割合を乗じて得た額)とする。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第8条第3項
処分の概要	電線共同溝の増設の場合の占用予定者の建設負担金の負担
法令の定め	<p>第八条 道路管理者は、第五条に規定するところにより電線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたと認めるときは、この条に定めるところにより、電線共同溝を増設することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五条第二項及び第三項中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。</p> <p>《政令》</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年六月二一日政令第二百五十六号)</p> <p>第二条 法第七条第一項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく負担金(以下「建設負担金」という。)の額は、付録第一の式により算出した電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額(当該算出した金額の合計額が電線共同溝の建設又は増設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額に当該合計額に対する当該算出した金額の割合を乗じて得た額)とする。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第13条第1項
処分の概要	占用予定者であった者以外の者等の占用負担金の負担
法令の定め	<p>第十三条 第十一条第一項又は前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は増設に要した費用(第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が負担した費用を除く。)のうち、当該電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の占用負担金を負担しなければならない。</p> <p>《政令》 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年六月二日政令第二百五十六号)第五条 法第十三条第一項の規定に基づく負担金(以下「占用負担金」という。)の額は、付録第二の式により算出した電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる金額(その金額が電線共同溝の建設又は増設に要した費用の額から既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除した額)とする。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1 日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第16条第2項
処分の概要	電線の敷設工事中止等その他必要な措置命令
法令の定め	<p>第十六条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、当該電線共同溝に電線を敷設する場合には、政令で定める電線の構造及び敷設の方法の基準に従わなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が敷設する電線が前項に規定する基準に適合しない場合は、当該占用する者に対し、当該敷設に関する工事中止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>《政令》</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年六月二一日政令第二百五十六号)第七条 電線共同溝に敷設する電線の構造は、漏電、火災等により当該電線共同溝及び当該電線共同溝に敷設される他の電線の構造又は管理に支障を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 電線共同溝に電線を敷設する場合における敷設の方法は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 敷設に関する工事の実施に当たっては、あらかじめ、当該工事の期間及び概要を道路管理者に届け出ること。</p> <p>二 電線共同溝に敷設されている他の電線の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 電線共同溝のマンホール又はハンドホールのふたを開けておくときは、当該箇所にかくを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>四 敷設に関する工事の時期は、道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1 日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第17条第1項
処分の概要	公益上やむを得ない必要が生じた場合における措置命令
法令の定め	<p>第十七条 道路管理者は、前条第二項に規定する場合のほか、電線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の管理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生じた場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合においては、この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者に対し、同項に規定する措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、電線共同溝を占有する者が前項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し、当該処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>3 道路法第六十九条第二項 及び第三項 の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>4 道路管理者は、第二項の規定による補償金額を第一項に規定する必要を生じさせた者に負担させることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第17条第4項
処分の概要	措置命令に基づく損失補償金の原因者負担
法令の定め	<p>第十七条 道路管理者は、前条第二項に規定する場合のほか、電線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の管理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生じた場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合においては、この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者に対し、同項に規定する措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、電線共同溝を占有する者が前項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し、当該処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>3 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>4 道路管理者は、第二項の規定による補償金額を第一項に規定する必要を生じさせた者に負担させることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第19条
処分の概要	電線共同溝の管理負担金の負担
法令の定め	<p>第十九条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、当該電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。</p> <p>《政令》</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年六月二日政令第二百五十六号)第八条 法第十九条 に規定する政令で定める費用は、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。</p> <p>第九条 法第十九条 の規定に基づく負担金(以下「管理負担金」という。)の額は、前条に規定する費用の額に電線共同溝の建設又は増設に要した費用の額に対する当該電線共同溝を占用する者に係る付録第一の式又は付録第二の式により算出した金額の割合を乗じて得た額(当該乗じて得た額の合計額が同条に規定する費用の額を超える場合にあっては、同条に規定する費用の額に当該乗じて得た額の合計額に対する当該乗じて得た額の割合を乗じて得た額)とする。</p> <p>2 道路管理者は、前項の規定によることができない場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合には、電線共同溝を占用する者の意見を聴き、別に管理負担金の額を定めることができる。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第20条第2項
処分の概要	電線共同溝を占有する者に対する原状回復についての措置の指示
法令の定め	<p>第二十条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者は、電線共同溝を占有することができる期間が満了した場合、電線共同溝の占有を廃止した場合又は第二十六条の規定による許可若しくは承認の取消しの処分があった場合においては、電線を除却し、占有している電線共同溝の部分を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する者に対して、同項の規定による原状の回復について必要な指示をすることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第25条
処分の概要	負担金の督促
法令の定め	<p>第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定に基づく負担金の徴収について準用する。</p> <p>《関連条項》</p> <p>①道路法(昭和27年法律第180号)</p> <p>第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>②北海道税外諸収入金の徴収に関する条例</p> <p>第2条 納付義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、知事は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とする</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年三月二十三日法律第三十九号)
根拠条項	第26条
処分の概要	電線共同溝の占用の許可の取消し等
法令の定め	<p>第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可若しくは第十五条第一項の規定による承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を取り消すことができる。</p> <p>一 詐欺その他不正な手段により第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可若しくは第十五条第一項の規定による承認を受け、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を得た者</p> <p>二 第十条又は第十一条第三項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の内容に違反して電線共同溝を占用した者</p> <p>三 第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定により納付すべき負担金を納付しない者</p> <p>四 第十六条第二項又は第十七条第一項の規定による処分に違反している者</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法(大正十年四月十四日法律第七十六号)
根拠条項	第9条
処分の概要	軌道敷地の道路敷地への充用
法令の定め	第九条 道路管理者道路ノ新設又ハ改築ノ為必要アリト認ムルトキハ軌道経営者ノ新設シタル軌道敷地ヲ無償ニテ道路敷地ト為スコトヲ得
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法(大正十年四月十四日法律第七十六号)
根拠条項	第24条第1項
処分の概要	知事が行う軌道廃止の場合の原状回復指示
法令の定め	第二十四条 軌道経営者軌道ニ関スル工作物ノ使用ヲ廃止シタルトキハ都道府県知事ノ指示スル所ニ従ヒ道路ヲ原状ニ回復スヘシ
処分基準	「軌道工作物使用廃止後の道路復旧の取扱いについて」(昭和47年1月5日付け道政発第1号道路局長通達)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	専用軌道規則(大正十二年十二月二十九日内務省令第四十五号)
根拠条項	第6条
処分の概要	敷設許可の取消
法令の定め	第六条 許可ヲ受ケタル者カ法令若ハ法令ニ基キテ為ス命令又ハ許可若ハ認可ニ附シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ都道府県知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道道路占用料徴収条例(昭和45年3月31日条例第28号)
根拠条項	第4条
処分の概要	延滞金の徴収
法令の定め	<p>第4条 道路法第73条第1項の規定による督促及び同条第2項の規定により道が徴収する延滞金の徴収については、北海道税外諸収入金の徴収に関する条例(昭和30年北海道条例第15号)第2条及び第4条に定めるところによる。</p> <p>《関連条項》</p> <p>①道路法(昭和27年法律第180号)</p> <p>第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、道路管理者は、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>②北海道税外諸収入金の徴収に関する条例(昭和30年北海道条例第15号)</p> <p>第4条 督促を受けた納付義務者が、督促状の指定期限までに収入金を完納しない場合において、その未納付額が2,000円以上であるときは、当該未納付額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額が1,000円未満であるときはその金額、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額は、徴収しない。</p>
処分基準	法令の規定が明確であるため、処分基準は定めていない。
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号: )
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第70条
処分の概要	事業改善の命令
法令の定め	第七十条 国土交通大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。 一 事業計画又は第63条の供用制限を変更すること。 二 一般自動車道の構造又は設備を改善すること。 三 使用料金又は供用約款を変更すること。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第72条(第30条の準用)
処分の概要	公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更命令
法令の定め	<p>第七十二条 自動車道事業には、第十条、第三十条、第三十三条、第三十六条、第三十七条及び第四十条の規定を準用する。</p> <p>《準用規定》</p> <p>第三十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。</p> <p>二 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。</p> <p>三 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>四 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a> )

